

図表2 つみたてNISAの対象商品の要件(共通)

- ① 信託契約期間が無期限または20年以上であること
- ② 下記の(ア)～(ウ)の目的を除きデリバティブ取引を行わないこと
 - (ア) 投資対象とする現物資産を保有する場合と同様の損益を実現する目的
 - (イ) 価格変動・金利変動により生じるリスクを減らす目的
 - (ウ) 先物外国為替取引により、為替相場の変動により生じるリスクを減らす目的
 ⇒ヘッジ目的等以外は不可
- ③ 収益の分配は、一月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間(当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、収益の分配に係る計算期間)ごとに行うこととされていること
 ⇒毎月分配型は不可
- ④ 当該商品の販売を行う金融商品取引業者等が、商品の保有者に対して、当該商品に係る信託報酬等の費用のうち当該保有者に対応する部分の金額を、累積投資勘定での保有期間を通じて、通知することとされていること
 ⇒信託報酬等の「実額」の通知が必要
- ⑤ 当該商品の販売を行う金融商品取引業者等が、商品の保有者から、累積投資勘定での保有期間を通じて、当該商品に係る手数料(商品の管理手数料)を受領しないものとされていること
 ⇒口座管理料などはゼロ
- ⑥ 投資信託委託会社等が、当該商品につき所定の事項を記載した対象商品届出書を内閣総理大臣に提出していること

(出所) 内閣府告示を基に大和総研作成

(1) 概要

2 つみたてNISAの対象商品

した商品性を有するものであることが必要であり、公募株式投資信託、ETF(投資法人債型ETFおよび特定受益証券型ETFを除く。以下同じ)に限定されている。加えて、コスト、投資対象、実績などの点から、厳格な要件を満たしていることが求められている。

つみたてNISAの対象商品について、大綱では、公募株式投資信託またはETFで、信託契約期間、収益分配方法、信託財産の運用方法などの点から累積投資に適した商品性を有するものとされていた。この具体的な要件が3月31日の内閣府告示で明らかにされた。例えば、投資信託は指定された指数(TOPIX、日経平均株価など

の主要な指数)に連動するインデックス型が主な対象となり、アクティブ型は厳格な実績要件が設けられている。

(2) 対象商品の類型について
対象商品の類型は、公募株式投資信託およびETFに限られる。公募株式投資信託は、指定された指数に連動する「指定インデックス投資信託」と、それ以外のアクティブ運用投資信託などの「一般公募株式投資信託」に分類される(それぞれに国内型、海外型がある)。

ETFは、「国内上場ETF」と「外国上場ETF」に分類される。

(3) 共通の要件について
定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるもの」であることが必要である。具体的には、各対象商品の類型に共通して求められる「共通の要件(図表2)」と、「商品類型ごとの要件(図表3)」のいずれも満たす商品でなければならない。

図表2の要件①は、つみたてNISAの非課税保有期間が最長20年間であるため、少なくとも20年以上の信託契約期間を必要とするものである。

要件②は、ヘッジ目的等を除き、デリバティブ投資などによりリスクを増幅する商品は積立てに向かないことから、除外するものである。レバレッジ型・インバース型などの投資信託や、通貨選択型の投資信託の一部などは除外されることになる。

要件③は、積立ての趣旨から、毎月分配型の投資信託などを除外するものである。

要件④は、金融機関側のコストダウンのインセンティブにつなげていくため、販売会社が各商品の保有者に対して、定期的にパーセントレージではなく実額で、信託報酬等の金額を通知することを求めている。

要件⑤は、商品の保有者から商品の管理手数料を受け取らない商品であること、つまり口座管理料

1 つみたてNISAの概要

平成26年に開始したNISA(現行NISA)でも積立投資は可能であった。しかし、家計の安定的な資産形成を支援するために、より長期の積立・分散投資に特化

した「つみたてNISA」が設けられた。現行NISAとの比較は図表1のとおり。つみたてNISAでは、非課税新規投資枠40万円、投資可能期間

20年間で最大800万円の投資が可能であり、現行NISAと比較してより長期の投資ができる制度となっている。投資対象商品は、累積投資に適

① どんな改正?
平成29年度税制改正により、新たに「つみたてNISA※」が導入されました。買付けは平成30年1月から、申込みおよび対象商品の届出は平成29年10月1日から始まりです。

② 影響は?
少額からの長期の積立・分散投資を促す設計となっており、つみたてNISAは投資の初心者向きの制度といえます。制度の概要をしっかりと押さえておき、お客さまにアドバイスできるようにしておきましょう。

※業界横断的に用いる表記として「つみたてNISA」に統一されました。

図表1 つみたてNISAと現行NISAの比較

	現行NISA	つみたてNISA
口座内の勘定	非課税管理勘定	累積投資勘定
非課税新規投資枠(年)	120万円 (平成27年以前は100万円)	40万円
投資可能期間	10年間(平成26年～35年)	20年間(平成30年～49年)
非課税期間	最長5年間	最長20年間(※3)
累計最大投資額	600万円(120万円×5年間)	800万円(40万円×20年間)
投資対象商品	上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT、ETN(※1)	一定の要件を満たす次の商品 ○公募株式投資信託 ・指定インデックス投資信託(国内型・海外型) ・一般公募株式投資信託(国内型・海外型) ○ETF ・国内上場ETF ・外国上場ETF
投資方法	自由(定期・定額の購入も可能)	非課税累積投資契約を結び、受益権を定期・継続的に買い付ける方法に限定
非課税枠の考え方	・非課税枠は「購入額(手数料等含まず)」で管理 ・分配金再投資は購入扱い ・口座内の商品を売却しても非課税枠は復活しない ・非課税枠の未使用額の翌年への繰越しはできない	
制度終了時の扱い	新規投資は平成35年まで 商品保有は平成39年までで終了	新規投資は平成49年まで 商品保有は平成68年までで終了(※3)
ロールオーバー	可能(※2)	不可
他のNISAとの併用	毎年、いずれかを選択できる(両制度間の移管は不可)	

※1 特定公社債、公募公社債投資信託は不可。
 ※2 ロールオーバーとは、非課税管理勘定で保有している金融商品について、他の年分の非課税管理勘定に移管することをいう。移管した金融商品について、非課税期間が延長できる。
 ※3 制度初年度の投資の非課税期間満了となる平成49年に新規投資可能期間が終了するため、ロールオーバーは規定されていない。
 (出所) 法令に基づき大和総研作成

シンクタンク研究員による
読み解き! 最新制度

Vol.28

つみたてNISAの導入
——投資対象商品の要件が明らかに

図表3 つみたてNISAの対象商品の要件（商品類型ごと）

		① 国内型インデックス投資信託	② 海外型インデックス投資信託	③ 国内型一般公募株式投資信託	④ 海外型一般公募株式投資信託	⑤ 国内上場ETF	⑥ 外国上場ETF	
コスト	信託報酬(税抜)	0.5%以下	0.75%以下	1%以下	1.5%以下	0.25%以下		
	売買手数料(税抜)	ゼロ					1.25%以下	
	口座管理料	ゼロ						
投資対象	国	日本のみ	海外を含む	国外20%未満	国外20%以上	日本、米国、全世界、先進国全体、新興国全体のいずれか		
	アセットクラス	a株式①株式・債券c株式・REIT d株式・債券・REIT のいずれか		a株式①株式・債券c株式・REIT d株式・債券・REIT のいずれか(※1)		株式		
	指数	単一指数型：別表第一の指数のみ(※2) 複数指数型：別表第一または別表第二の指数(※3)の組合せ		—		別表第一に掲げる単一の株価指数に連動するもののみ(※2)		
最低投資単位		—				1口(または共有持ち分の1単位) 1,000円以下		
実績要件または流動性要件		—		以下のすべてを満たすこと(※1) ・純資産額50億円以上 ・信託開始以降5年以上経過 ・信託期間の2/3以上で資産流入超		円滑な流通のための措置が講じられているとして取引所から指定を受ける	純資産額 1兆円以上	

※1 届出時点において満たすことが求められている。

※2 別表第一の指数として、日本国内または海外の株式指数のうち主要な指数が指定されている。国内の指数として、TOPIX、日経平均株価、JPX日経インデックス400、MSCI Japan Indexの4つが指定されている。

※3 別表第二の指数は、海外の株価指数のほか、日本国内または海外の債券指数、REIT指数も含む。債券指数はDBI総合など、REIT指数は東証REIT指数、S & P米国REIT指数などが指定されている。

(出所) 内閣府告示をもとに大和総研作成



小林 章子 ● こばやし・あきこ
大和総研研究員 弁護士
金融商品取引法・会社法のほか、金融・証券税制についても調査を行う。著書として、「税金読本」(法人投資家のための証券投資の会計・税務)(いずれも共著 大和証券刊)。

などがゼロであることを求めるものである。

要件⑥は、投資信託委託会社などに対して、つみたてNISAの対象商品として販売する商品についての事前の届出を求めるものである。この届出は平成29年10月1日から開始され、その後随時販売開始の15日前までに届け出ること、販売が可能になる。

(4)商品類型ごとの要件について

共通して求められる要件に加えて、「商品類型ごとの要件(図表3)」を満たすことが必要である。コストについて、信託報酬の上限は商品類型ごとに0・25%、1・5%と定められている。売買手数料は、公募株式投資信託はロードのものに限られるが、ETFは最高1・25%までであれば徴収できる。

なお、口座管理料などもゼロで

あることが必要なため(共通の要件)、販売会社の収益源はほぼ信託報酬のみとなる。

投資対象は、国、アセットクラス、指数が指定されている。例えば、アセットクラスは、一般公募株式投資信託については、a株式、b株式・債券、c株式・REIT、d株式・債券・REITのいずれか、ETFについては株式のみである。

さらに、一般公募株式投資信託およびETFには、実績または流動性要件が設けられている。

例えば、一般公募株式投資信託は、商品の届出時点において、純資産額50億円以上の商品であること、信託開始以降5年以上経過している商品であること、信託期間の3分の2以上で資金流入超である商品であること、のすべてを満たすことが必要である。